

回答書

業務名：松茂町特定健康診査受診勧奨事業委託業務

項目	質問内容	回答
1 仕様書 (3)報告及びその 他業務	④他自治体との比較による分析において、徳島県内市町村(1市町村以上)および本町と同規模程度の市町村、合計5市町村以上で行われた受診勧奨事業と比較分析を行うとありますが、比較する県内及び同規模市町村の実績年度は審査基準にもあるとおりに令和5～6年度に限るという認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりで相違ありません。
2 実施要領 (様式3)同種・類 似業務実績確認調 書	様式3(同種・類似業務実績確認調書)に記載すべき実績について、仕様書(3)報告及びその他業務で記載されている他自治体との比較分析において用いる実績を5件記載する認識で相違ないで宜しいでしょうか。	令和5～6年度実績については、ご認識のとおりで相違ありません。ただし、令和7年度は受診率が未確定のため、受託実績(受診率の向上は関係なし)を審査します。そのため、令和7年度については受託実績を全て(任意様式による別添でも可)ご記載ください。
3 審査基準	令和5～6年度において、松茂町と同規模以上の自治体で受託した特定健康診査受診勧奨事業において、受診率を1年間で3%以上向上させた実績の有無が評価基準となっていますが、ご指定の条件での実績を有していれば満点(10点)が取得できるのでしょうか。それとも提案事業者の実績数や向上の数値(3%以上か)を比較した上で取得点数が変動するのでしょうか。	3%以上5%未満向上させた実績が1件でもあれば6点とします。なお、7点以上の評価点については、提案事業者の実績数や向上の数値(3%以上か)を比較した上で決定します。
4 審査基準	令和7年度における特定健康診査受診勧奨事業において、十分な受託実績の有無について、前質問と同様に、提案事業者の受託実績数に応じて取得点数が変動するのでしょうか。(例:A事業者は100実績、B事業者は50実績、C事業者は0実績の場合、A事業者は満点、B事業者は5割、C事業者は1割等)	全国で100件以上500件未満の実績がある場合は3点、500件以上の実績がある場合は5点とします。
5 審査基準	個人情報保護対策及び情報セキュリティの確保について第三者認証(Pマーク、ISM27001、ISMS27017)を取得しているかとありますが、3つの認証を全て取得している場合のみ加点(5点)となり、2つ以下の認証取得の場合は、0点となる認識で相違ないでしょうか。	1つの認証を取得している場合は1点、2つの認証を取得している場合は3点、3つ以上の認証を取得している場合は5点とします。
6 プレゼンテーショ ンについて	プレゼンテーション実施にあたり、スクリーンに投影した形での実施とさせていただきますか確認のため、会場を下見させていただくことは可能でしょうか。(当日の会場環境から提出させていただく提案書(紙ベース)でのプレゼンテーションが望ましい等ございましたら、ご指示ください)	事前にご連絡いただければ下見は可能ですが、別件で使用予定がある場合は、お断りさせていただくこともあります。なお、実施要領P3(2)プレゼンテーション及びヒアリング審査にありますとおり、プレゼンテーションは提出書類のみで実施していただくこととなりますので、できれば紙ベースでの実施をお願いできればと思います。